

令和5年度白井市市民団体活動支援補助金の審査について

1. 補助対象となる事業

補助対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 申請できる対象団体が実施する、市内で行われる**公益活動**
- ② 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に実施される事業

※国、県、市等から他に補助金等の財政的な支援を受けている、又は受ける予定の事業は対象外。

公益活動とは…

不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的として、自主的かつ自発的に行う活動

<申請事業の一例>

- ・子ども、子育て世代、高齢者、障がい者等への支援事業、交流事業、啓発事業
- ・地域の防災力、防犯力、安全力を高める事業
- ・地域のコミュニティを活性化させる事業
- ・環境保全や環境美化に関する事業
- ・地域の教育力を高める事業
- ・地域の特色や資源を生かし魅力や賑わいを創出する事業
- ・まちづくりに関する事業
- ・地域のつながりを創出する事業
- ・健康づくり、介護予防、スポーツを推進する事業
- ・文化、芸術、音楽を推進する事業
- ・社会教育を推進する事業
- ・国際化や国際協力を推進する事業 等

単に自己の教養や趣味を深めることを目的とするものや、構成員相互の利益を目的としているもの、親睦のみの活動は除外します。

2. 補助金の種類

| タイプ | 活動促進型 | 活動発展型 |
|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| 団体要件 | 公益活動を行っている、又はこれから公益活動を行おうとする市民団体 | 1年以上継続して公益活動を行っている市民団体 |
| 対象事業 | 公益性があり団体の活動を促進させる事業 | 公益性が高く地域課題の解決を目指し団体の活動を発展させる事業 |
| 補助金額 | 7万円以内 | 25万円以内 |
| 補助回数 | 1団体1回のみ | 同一事業につき3回まで(5年間のうち) |
| 補助率の上限 | 補助対象経費の90% | 1回目…補助対象経費の80% 2・3回目…補助対象経費の50% |
| 補助期間 | 令和5年4月から令和6年3月まで | |

3. 審査の対象となる提出書類

| | 提出書類 | 書式 |
|----|---|------|
| 必須 | ①白井市市民団体活動支援補助金応募申請書 | 指定様式 |
| | ②事業計画書 | |
| | ③収支予算計画書 | |
| | ④団体概要書 | |
| | ⑤見積書（印刷製本費・委託料・備品購入費のみ） | 任意様式 |
| | ⑥団体の定款・規約・会則のいずれか | |
| | ⑦会員名簿 | |
| | ⑧前年度※の事業報告書（当該年度設立団体は事業計画書） | |
| | ⑨前年度※の収支決算書（当該年度設立団体は予算計画書） | |
| 任意 | ⑩補足資料 会報や写真など活動内容がわかるものをA4サイズ5枚まで（両面可） | 任意様式 |

4. 審査方法

白井市市民活動推進委員会による審査会にて補助金審査担当委員が審査を行います。

<構成メンバー>

学識経験を有する人（2人）、公共的団体などの代表者（2人）、公募市民（2人）

<審査方法>

書類審査と**プレゼンテーション※**を踏まえ、**総合的に審査**を行います。

| | | |
|----------|------------------|---|
| 5月16日(火) | 書類審査 | 団体からの申請書類に基づき、書類審査を行います。 |
| 5月25日(木) | プレゼンテーション | 団体より申請事業について説明（発表）を行い、その後に補助金審査担当委員との質疑応答を行います。 |
| 5月25日(木) | | プレゼンテーション終了後に審査会を開催し、補助金審査担当委員が審査基準に基づき総合的に審査を行います。 |

※審査会は審査を公正かつ円滑に行うため非公開とします。

5. プレゼンテーション審査の内容

市民活動団体が申請事業について発表し、その内容について質疑応答を行う補助金審査を実施します。

日程：令和5年5月25日（木） 午後1時15分～2時45分

※プレゼンテーション審査前に委員会を午後1時から開催します。

場所：白井市役所東庁舎 1階 会議室101

■プレゼンテーション審査の順番と時間帯

| 順番 | 団体名 | 時間帯(予定) |
|----|----------------------|-------------|
| 1 | しろい de あそ部 | 1時15分～1時30分 |
| 2 | グリーンレンジャー | 1時30分～1時45分 |
| 3 | 介護・認知症の家族と歩む会・白井 | 1時45分～2時00分 |
| 4 | 白井再生可能エネルギー協議会 | 2時00分～2時15分 |
| 5 | 白井健康元気村 | 2時15分～2時30分 |
| 6 | 特定非営利活動法人 sketch 倶楽部 | 2時30分～2時45分 |

申請団体控室：まちサポ 会議室1（発表開始時間帯の20分前に入室）

申請団体に職員がプレゼンテーション審査の流れを説明し、発表時間に職員が発表会場に案内

| | |
|--|--|
| 事業のPR 発表・実演など [発表時間:5分] | [発表形式]…自由 [参加人数]…1団体につき3名以内 [希望制]…パワーポイントによる発表、発表用資料の配布 [審査の公平性]…発表が5分を越えた場合は途中であっても終了 |
|--|--|

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 質疑応答 [約7分] | [質疑形式]…申請書類の記載内容や発表内容等について簡潔・明瞭に質疑 |
|-----------------------|------------------------------------|

<1 団体の15分の時間内訳と流れ>

| | |
|---------|--|
| 発表前(2分) | 団体入室→【事務局】団体の紹介、説明 |
| 発表(5分) | 【事務局】 時間告知:2分30秒(紙)、4分(ベル1回)、4分30秒(紙)、5分(ベル2回) |
| 質疑(7分) | 【委員長】進行 【事務局】時間告知:3分(紙)、5分(ベル1回)、6分(紙)、7分(ベル2回) |
| 発表後(1分) | 【事務局】説明(審査結果を6月中旬頃に通知)→団体退室 |

6. 審査会の内容

審査(非公開) 午後2時55分～5時05分

- (1) 委員会全体での意見交換による審査 (午後2時55分～3時30分)
- (2) 各委員による審査 (審査用紙への最終記入) (午後3時30分～3時40分)

審査は申請書類とプレゼンテーションの内容を総合的に下記の**審査項目と採点区分により点数化**して行います。

審査委員が申請団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期すため審査に加わらないこととします。

| 審査項目 | 審査ポイント | 活動促進型 | | 活動発展型 | |
|-------------|---|-------|-----------|-------|-----------|
| | | 審査 | 配点 | 審査 | 配点 |
| 必要性 | 白井市の社会状況を踏まえ、市民ニーズや地域課題を捉えたものであるか。 | ○ | 5 | ○ | 5 |
| 公益性 | 事業が多くの市民や広範囲な地域に利益として還元されるか。 | ○ | 10 | ○ | 10 |
| 実現性 | 事業が着実に実施できる方法、予算、スケジュール、体制として事業計画が立案されているか。 | ○ | 5 | ○ | 5 |
| 自立性 | 補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めているか。 | ○ | 5 | ○ | 5 |
| 自発性 | 事業に取り組もうとする姿勢に熱意や意気込み等の自発性が感じられるか。 | ○ | 5 | ○ | 5 |
| 事業効果 | 事業実施により地域の課題解決に効果が見込めるか。 | | | ○ | 10 |
| 合計点数 | | 5項目 | 30 | 6項目 | 40 |

| 採点区分 | 非常に優れている | 優れている | やや優れている | どちらともいえない | やや劣っている | 劣っている |
|------|----------|-------|---------|-----------|---------|-------|
| 点数 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 | 0点 |

※公益性、事業効果の配点は、上記の採点区分から点数を2倍して求めます。

<休憩>事務局にて各委員の審査を集計し一覧表を作成 (午後3時40分～4時10分)

- (3) 最終審査による補助金採択団体の決定 (午後4時10分～4時55分)
 - 1) 審査結果集計をもとに採択の可否を決定
 - 2) 団体へのコメントの確認

7. 採択方法と基準

令和5年度市民団体活動支援補助金予算額：96万円

より多くの市民活動団体に本補助金を活用してもらうため、下記のような手順で採択団体を決定します。

1

審査委員が採点した合計点数の平均点を算出して、補助金のタイプ別に順位付けを行います。

※団体からの補助金申請額合計が、予算の範囲内であった場合、順位付けは行わず、採択基準点を超えれば採択とします。

2

採点基準点未満の団体を採択候補団体から除きます。

採択基準点：活動促進型15点 活動発展型24点

3

採択基準点を満たしている団体で平均点数の高い団体から採択します。

※別紙「審査の詳細手順」を参照

① 活動促進型:3 団体

平均点数の高い団体から交付していき、
上位3団体を採択。

② 活動発展型:3 団体

平均点数の高い団体から交付していき、
上位3団体を採択。

※団体からの補助金申請額合計が、予算の範囲内であった場合には、3団体を超えても採択基準点を超えれば採択とします。

③ 合計審査

①②で採択されなかった団体のうち、得点率が高い団体から採択します。
なお、順に採択していった結果、補助金残額が申請額を下回った場合、該当する団体に減額での採択の是非を確認し、了解を得た場合は減額採択、それ以外は不採択とし、採択団体を確定する。

4

審査委員会の審査結果を尊重し、市長が申請事業の採択・不採択を決定します。

(4) 今後の予定 (午後4時55分～5時05分)